第六十五条の五第二項中「第三十八条」の下に「（第七号を除く。）」を加え、「規定（」を「規定並びに」に、「罰則を含む。）」を「第八章及び第八章の二の規定」に、「トまで」を「リまで」に改め、同条第四項中「第三十八条」の下に「（第七号を除く。）」を加え、「規定（」を「規定並びに」に、「罰則を含む。）」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める。

第六十六条の二第一項第四号中「第六十六条の十四第一号ハ」を「第六十六条の十四第一号ニ」に改める。

第六十六条の四第一号中「トまで」を「リまで」に改め、同条第二号イ中「第二十九条の四第一項第一号イ又はロ」を「第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれか」に改め、同号ロ中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十六条の十四第一号中ホをヘとし、ニをホとし、同号ハ中「ハにおいて」を「ニにおいて」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　第三十八条第七号に該当する行為

第六十六条の二十第二項中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十六条の三十第一項第二号中「第二十九条の四第一項第一号イ又はロ」を「第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれか」に改め、同項第三号中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十六条の四十二第二項及び第六十七条の四第二項第二号中「トまで」を「リまで」に改める。

第六十七条の十八第四号中「及び店頭売買有価証券」を「、店頭売買有価証券及び当該規則において流通性が制限されていると認められる有価証券として内閣総理大臣が定めるもの」に改める。

第六十九条第五項、第七十九条の三十一第一項第三号、第七十九条の三十六第五項及び第八十二条第二項第三号イ中「トまで」を「リまで」に改める。

第八十七条の二第一項ただし書中「場合には」の下に「、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務」を加える。

第九十八条第四項、第百一条の十八第二項第一号及び第百二条の二十三第四項中「トまで」を「リまで」に改める。

第百十二条第二項及び第百十三条第二項中「第二十九条の四第一項第一号イ若しくはロ」を「第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれか」に、「トまで」を「リまで」に改める。

第百四十一条第二項第一号中「トまで」を「リまで」に改める。

第百五十六条の二十五第二項第三号中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改める。

第五章の六の次に次の一章を加える。

第五章の七　特定金融指標算出者

（特定金融指標算出者の指定）

第百五十六条の八十五　内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務（特定金融指標の算出及び公表を行う業務をいう。以下同じ。）を行う者の特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を特定金融指標算出者として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしたときは、書面により、その旨及び指定に係る特定金融指標の名称を特定金融指標算出者に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、指定をしたときは、特定金融指標算出者の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる営業所若しくは事務所（外国の者にあつては、国内に営業所又は事務所があるときは、国内における主たる営業所又は事務所を含む。次条第一項第四号において同じ。）の所在地並びに指定に係る特定金融指標の名称を官報で公示しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

4　内閣総理大臣は、特定金融指標算出者について指定の理由が消滅したと認めるときは、当該指定を取り消すとともに、書面により、その旨を当該特定金融指標算出者に通知しなければならない。

5　内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

6　特定金融指標算出業務を行う者が特定金融指標算出業務について外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けていると認められる者として内閣府令で定める者である場合には、第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、指定をしないものとする。

（書類の届出）

第百五十六条の八十六　特定金融指標算出者は、指定を受けた日から政令で定める期間内に、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、特定金融指標算出者が当該期間内に指定に係る特定金融指標算出業務を廃止した場合は、この限りでない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三　法人であるときは、役員の氏名又は名称

四　本店又は主たる営業所若しくは事務所の名称及び所在地

五　その他内閣府令で定める事項

2　前項の書類には、定款、登記事項証明書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3　前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4　特定金融指標算出者は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第百五十六条の八十七　特定金融指標算出者は、内閣府令で定めるところにより、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定め、指定を受けた日から政令で定める期間内に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の業務規程は、次に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を内容とするものでなければならない。

一　特定金融指標の算出及び公表に係る方針及び方法に関する事項

二　特定金融指標算出業務を適正に遂行するための業務管理体制に関する事項

三　特定金融指標算出者に対して算出基礎情報（第三十八条第七号に規定する算出基礎情報をいう。第百五十六条の八十九第二項において同じ。）を提供する者（次号及び同項において「情報提供者」という。）が遵守すべき事項（同号において「行動規範」という。）

四　情報提供者との間の契約（行動規範に係るものを含む。）の締結に関する事項

五　特定金融指標算出業務の委託に関する事項

六　特定金融指標算出業務に係る監査に関する事項

七　特定金融指標算出業務に係る説明書類の公衆縦覧に関する事項

八　特定金融指標算出業務の休止又は廃止に関する事項

3　特定金融指標算出者は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4　特定金融指標算出者は、業務規程について第一項又は前項の認可を受けた後は、業務規程の定めるところにより特定金融指標算出業務を行わなければならない。

（休廃止の届出）

第百五十六条の八十八　特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（報告の徴取及び検査）

第百五十六条の八十九　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該特定金融指標算出業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該特定金融指標算出業務に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。